

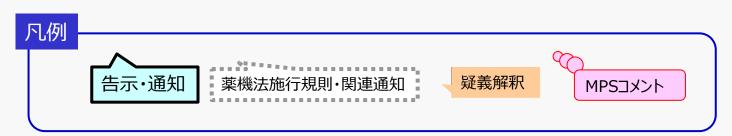
日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

調剤報酬全点数解説(2020年度改定版)「薬剤服用歴管理指導料(4)」

作成:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

監修:日医工株式会社(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広



資料No.20200730-1069-1

2020年7月30日

- ・P5スライドタイトルを修正しました。
- ・P6服薬指導計画記載事項に「セキュリティリスクに関する責任の範囲及びそのとぎれがないことの明示」を追加しました。

本資料は、2020年6月30日迄の情報に基づき、日医工(株)MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。



日医工がお届けする 5世-6 では、

調剤報酬の全点数 について詳細な解説資料をご用意しております



https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598

Stu-GE 調剤報酬全点数



調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表(2021年5月14日時点)

日医工MPS

分類	点数名	要件	点数	資料名	Stu-GE		ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事
薬学管理料				「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」	1067	https://stu-	https://yakumed.j	https://yakumed.
	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき				ge.nichiiko.co.jp/	p/articles/44	p/articles/54
	来 7 加及市 证 E F E E E F E F E F E F E F E F E F E	20万銭文目1日にフロ				mpi documents/8		
						<u>68</u>		
	① 3カ月以内に再来局(かつ 手帳による情		43点					
	報提供)		mc+					
	② ①、③、④以外		57点					
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点					
	薬剤服用歴管理指導料(特例)	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は 算定不可	13点					
				「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	https://stu-	https://yakumed.j	https://yakumed
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点			ae.nichiiko.co.ip/	p/articles/57	p/articles/67
	(中) 1月刊以四1日1次品で1大円	月1回よど、日加昇は昇足不可	₩C₽			mpi documents/8		
						<u>73</u>		
				「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作	1074	https://stu-	https://yakumed.j	https://yakumed
麻葱蟹	麻薬管理指導加質		22点	用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」		ge.nichiiko.co.jp/	p/articles/55	p/articles/60
	/// E-生/2-4/// #		22/11			mpi documents/8		
						<u>84</u>		
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点					
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点					
				「特定薬剤管理指導加算1,2」	1072	https://stu-	https://yakumed.j	https://yakumed
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点			ge.nichiiko.co.jp/	p/articles/51	p/articles/59
	10 AL ARI 10 EL 10 AF JURE 1	テエノ関バにルルのもいにメエロモルの女体に未出	10/10			mpi documents/8		
						<u>77</u>		
	特定薬剤管理指導加算2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点				1	



10 薬剤服用歴管理指導料

区分	処方箋受付1回につき					
1	1 3か月以内に再度処方箋を持参した患者(手帳持参)					
2	2 1以外の患者又は1の患者で手帳を持参していない場合					
3	3 特別養護老人ホームに入所している患者に訪問して行った場合					
4	オンライン服薬指導を行った場合(要届出・月1回に限り)	43点				
特例(注13)	手帳の活用実績が低い薬局	13点				

【薬剤服用歴管理指導料4:オンライン服薬指導を行った場合の主な要件】

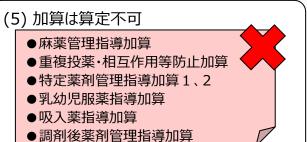
【疑義解釈 2020/3/31/①】特区におけるオンライン服薬 指導についても薬剤服用歴管理指導料「4」に基づき算定







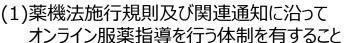






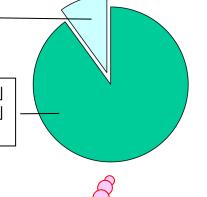


施設基準





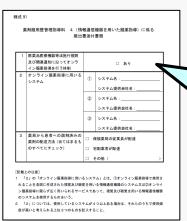
- (2)1月当たりの算定回数の合計に占める オンライン服薬指導の割合が1割以下
 - ●薬剤服用歴管理指導料[4]
 - ●在宅患者オンライン服薬指導料 の算定回数
- ●薬剤服用歴管理指導料「1」「2」「3」「特例」
- ●在宅患者訪問薬剤管理指導料「1」「2」「3」 の算定回数



届出時に満たす必要がある基準は(1)のみ。

(2)は届出後毎月確認を行う基準で、満たさなかった場合は届出の取り下げが必要

【届出様式(様式91)】



記載事項

- ●オンライン服薬指導を行う体制のチェック
- ●オンライン服薬指導に用いるシステム名及びシステム提供会社名
- ●調剤済み薬剤の配送方法を選択

「システム」とは、

- ①オンライン服薬指導で使用されることを念頭に作成された視覚及び聴覚を用いる情報通信機器のシステム
- ②オンライン服薬指導に限らず広く用いられるサービスであって、視覚及び聴覚を用いる情報通信機器のシステム

出典:令和2年3月5日「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて」



算定要件(対象患者等)

○算定対象患者

(★):特区におけるオンライン服薬指導の場合に取り扱いが異なるもの

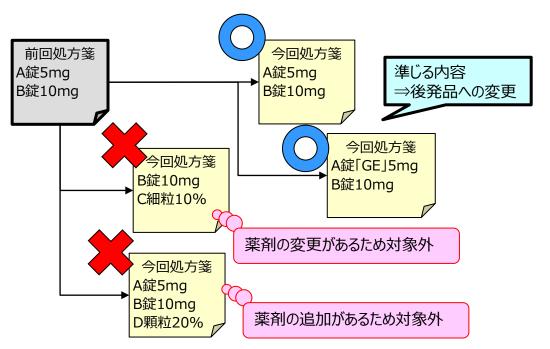
オンライン診療により 処方箋が交付された患者



3か月以内に対面により**当該オンライン診療を実施する保険医療機関の処方箋について** 薬剤服用歴管理指導料「1 |又は「2 |を算定している患者(★)

特区の場合この要件は不要

・同一内容又はこれに準じる内容の処方箋により調剤された薬剤が対象



【参考】オンライン診療料が算定可能な管理料等

- ·特定疾患療養管理料
- ·小児科療養指導料
- ・てんかん指導料
- •難病外来指導管理料
- 糖尿病透析予防指導管理料
- ·地域包括診療料
- ·認知症地域包括診療料
- ·生活習慣病管理料
- ·在宅時医学総合管理料
- ·精神科在宅患者支援管理料
- ・在宅自己注射指導管理料 (糖尿病、肝疾患(経過が慢性なもの) 又は慢性ウイルス肝炎の患者)
- ・頭痛患者 (事前の対面診療、必要な検査により一次性頭痛を診 断されており、病状等が安定しているが定期的な通院が 必要な患者)

○月1回に限り算定し、加算の算定は不可



算定要件(関連通知等)

○薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施(★)

(★):特区におけるオンライン服薬指導の場合に取り扱いが異なるもの

特区におけるオンライン服薬指導の場合、特区法施行規則及び関連通知に沿って実施

【疑義解釈 2020/4/16⑤】

算定要件・施設基準にある「関連通知」は、

令和2年3月31日付「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について(オンライン服薬指導関係)」を指す。

・処方箋の備考欄等への記載について処方医と相互に調整する

Aさんにオンライン診療を行った場合は処方箋備考欄に「オンライン診療」の記載をお願いいたします

わかりました

◎対面診療時

処方箋 A錠「GE」5mg B錠10mg

備考:

◎オンライン診療時

処方箋 A錠「GE」5mg B錠10mg

備考:「オンライン診療」

・その都度オンライン服薬指導の実施について可否を判断する



算定要件(指導を行う場所、服薬指導計画)

○オンライン服薬指導は、保険薬局内で行う



対面指導と同程度に清潔かつ安全であり、プライバシーが 保たれるよう物理的に外部から隔離された空間であること



直近の服薬指導から

公共の場で行うような事例は不適切という趣旨であり、薬局内の 個室を求めるような趣旨ではない

参考:令和2年3月31日(『「オンライン服薬指導に関する施行通知(仮称)に関す る御意見募集(パブリックコメント)について」に対して寄せられた御意見について』より)

○対面診療と組み合わせた服薬指導計画を作成 (★)_

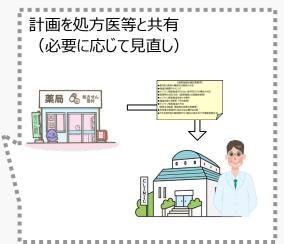
て患者の希望を確認したうえで

服薬指導計画の内容を説明

特区の場合、この要件は不要

【服薬指導計画記載事項】 オンライン服薬指導の実施につい

- ●取り扱う薬剤の種類及び授受の方法
- ●指導の頻度やタイミング
- ●オンライン服薬指導を行わない条件及びその場合の対応
- ■緊急時の対応方針(医療機関との連絡体制等)
- ●オンライン服薬指導を受ける場所
- ●指導を受ける時間(予約制等)
- 3年間保存 ●オンライン服薬指導の方法 (使用する機器、家族等の同席の有無等)
- ●利用者が積極的に協力する必要がある旨
- ●やむを得ず他の薬剤師が行う場合の条件及び代理薬剤師氏名
- ●セキュリティリスクに関する責任の範囲及び そのとぎれがないことの明示



本資料は、2020年6月30日迄の情報に基づき、日医工(株)MPSグループが編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。 資料No.20200730-1069-1 Copyright © 2020 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

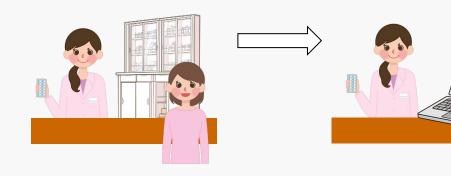


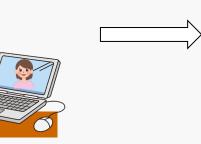
算定要件(オンライン服薬指導を行う薬剤師)

(★):特区におけるオンライン服薬指導の場合に取り扱いが異なるもの

○原則同一の薬剤師が対面による服薬指導及びオンライン服薬指導を行う

日頃から継続して対面による服薬指導を行うなど薬剤師と患者との信頼関係が築かれているべきである







○以下のいずれも満たしている場合は、やむを得ない場合に他の薬剤師によるオンライン服薬指導を実施できる

Q

薬剤師の病欠や勤務変更の場合はやむを得ない場合に含まれうる 参考:令和2年3月31日(『「オンライン服薬指導に関する施行通知(仮称)に関する御 意見募集(パブリックコメント)について」に対して寄せられた御意見について』より)

・あらかじめ対面による服薬指導の実施経験がある 薬剤師の氏名を服薬指導計画に記載(2名まで) (★)



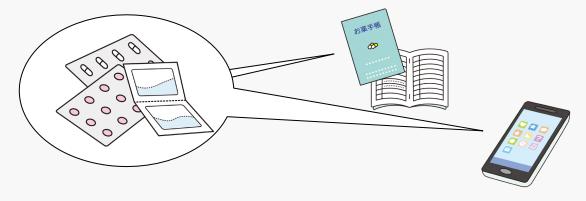




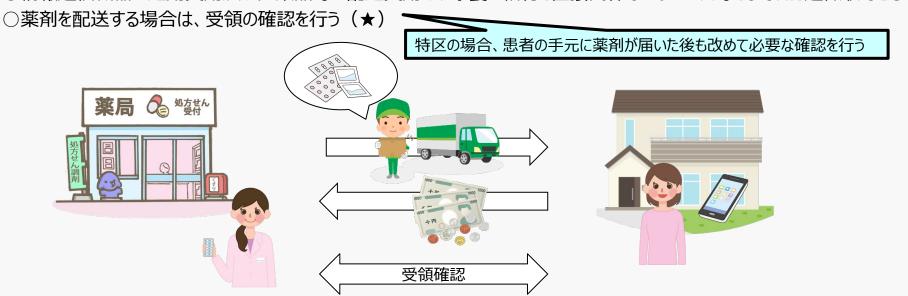
算定要件(手帳の活用、配送費用等)

(★):特区におけるオンライン服薬指導の場合に取り扱いが異なるもの

○原則、手帳による確認を行い、必要な情報を手帳に添付又は記載する



○情報通信機器の運用費用及び医薬品等の配送費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等として、別途徴収できる





日医工がお届けする 5 世上 ほし は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- · 調剤報酬全点数情報
- ・地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧 DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・その他医療制度に関する情報

会員登録は、無料

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!



スマートフォンで簡単登録

会員特典1

資料の先行公開

パソコン画面で入力

会員特典2

更新情報をメールでお知らせ

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index